

高等学校等家計急変支援金について

2020 年 5 月

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金の支給に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況により高等学校等就学支援金（授業料相当額）が支給される制度があります。

【対象者】

- ・ 現在、高等学校等就学支援金を支給されていない者
- ・ 保護者の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となる「家計急変支援金の受給資格者」と文部科学大臣から認定を受けた者
→家計急変後の保護者（全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の見込が 85,500 円未満の世帯（年収 380 万円未満を目安）

【支給期間】

家計が急変した日の属する月の翌月から家計急変による収入状況が課税証明書等に反映されるまでの期間又は当該年度（3 月）まで

【申請方法】

以下の書類を提出願います。

- ①高等学校等家計急変支援金受給資格認定申請書
- ②家計急変の発生事由を証明する書類
- ③家計急変後の収入を証明する書類
- ④家計急変前の収入を証明する書類
- ⑤扶養親族を証明する書類 等

※保護者の離婚、死別による収入減少、定年による離職は本制度の対象となりません。

※家計急変支援金は、大学が生徒本人に代わって国から受取り、授業料に充当します。

申請の手続き等については、担当事務にご連絡願います。

（担当事務）

金沢大学附属学校事務係 乙村・大村

TEL : 076-226-2182

E-mail : edfuzo1@adm.kanazawa-u.ac.jp